

東白川村入札参加資格審査申請書(R6-R7/物品・役務等)の受付について

令和6年度～7年度(物品・役務等)入札参加資格審査申請の受付を行います。

東白川村が発注する「物品の買入」「業務委託」「役務の提供」等の競争入札に参加を希望される場合は、下記の要領により、入札参加資格審査申請書(物品・役務等)を提出してください。

なお、「建設工事」「測量・建設コンサルタント等業務」の入札参加資格審査については、岐阜県入札参加資格審査システムでの対応となります。

記

1. 資格

- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で、当該事業を営んでいる者。

2. 提出方法

- ・窓口提出または郵送にて受付します。(注：提出時点では、仮受付となります。)

1) 窓口提出される場合

- ・提出先 庁舎2階総務課の専用ポスト(箱)へ投函してください。
- ・受付期間 **令和6年1月9日(火)から令和6年2月29日(木)まで**
(閉庁日(休日)は除く)
- ・受付時間 9時00分～17時00分(12時～13時は除く)

2) 郵送される場合

- ・郵送先 〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地
東白川村役場総務課企画財政係 契約担当 宛
- ・受付期間 **令和6年1月9日(火)から令和6年2月29日(木)まで(必着)**

3. 提出書類等

- ・別紙「提出書類一覧表」の該当する書類を提出してください。
- ・様式は、東白川村ホームページからダウンロードするか、受付窓口でお受け取りください。
- ・申請案内ページ URL：<https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/jigyousha/shinsa/>
- ・諸証明書等については、複写されたもの(コピー)でも構いません。ただし、不明瞭な複写のものは受付できませんので、ご注意ください。
- ・別紙「提出書類一覧表」の順にファイル(色不問)綴、又は、クリアファイルに入れて提出してください。

4. 書類審査結果等の連絡について

- ・登録が完了した場合で「提出書類9」のハガキ又は封筒が同封されていれば、原則1週間以内に登録済の連絡を致します。
- ・登録が完了しても、上記のハガキ等が同封されていない場合は連絡致しません。
- ・申請内容に訂正等がある場合は原則1週間以内に、提出書類に記載されたメールアドレス宛にご連絡します。

5. 有効期間

- ・2年間(令和6・7年度)

6. 問い合わせ先

- ・東白川村役場 総務課企画財政係
 - ・TEL 0574-78-3111(内線240)
 - ・Mail 507keiyaku@vill.higashishirakawa.gifu.jp

7. その他

- ・営業・事業概要書の項番号10書類作成者のメールアドレスは必ず記入してください。
- ・R6-R7の一斉受付後は、令和6年4月1日より随時受付を行います。
- ・R4-R5の随時受付は、令和5年12月28日で終了します。

(別紙)

東白川村入札参加資格審査申請書（物品・役務等）提出書類一覧表

(凡例：○印=必要書類 △印=該当時提出)

提出書類		説明
1. 入札参加資格審査申請書	○	
※委任をうけて東白川村と取引を行う支店（営業所等）の欄		・村との取引上の権限を委任する場合は記載してください。
※「使用印鑑」の欄		・村と契約等に使用する印鑑を押してください。
2. 委任状	△	・営業所等へ村との取引上の権限を委任する場合に提出してください。 ・申請書中にて委任の確認ができる場合は必要ありません。
3. 営業・事業概要書（2頁）	○	・前2年間の決算書により記入してください。
※「8. 法令の規定による営業上の免許、許可、認可」の欄		・次の例を参考にご記入ください。また、写しの添付が必要です。 【営業に関し必要な許認可等の例】 ・自動車車検整備、建物衛生環境管理、貯水槽・浄化槽保守清掃、廃棄物処理、警備業務、運送業、旅行業、食品製造、労働者派遣、等の業務 ・医薬品、医療用具、計量器、毒物劇物、農薬、発油、ガス、石油製品、食品、肥料、等の販売
4. 物品・その他取扱品目一覧表	○	・村との取引を希望するものについて一覧中の□に■で表示してください。「その他」に該当する場合は、その下の()にご記入ください。
5. 消費税及び地方消費税の未納税額のない証明書（その3様式または、その3の3様式）の写し	△	・税務署において発行されます。 ・免税業者の方は、必要ありません。
6. 市町村民税(都においては都民税)の納税証明書の写し	○	・登録をする事業所所在地における、過去1年間の未納税額のない証明書の写し（過去1年以内に営業所等を開設した場合は、法人村民税開設届出書の写し） ・東白川村内に事業所を置く方は「東白川村税全てにおいて完納である証明書」の写しが必要です。
7. 商業登記簿謄本の写し、又は、身元（分）証明書の写し	○	・法人にあっては商業登記簿謄本の写し、また、受任者が役員以外で謄本に記載がない場合は、 <u>身元（分）証明書の写し</u> 。 ・個人にあっては身元（分）証明書（本籍地にて発行）の写し。 ・外国籍の場合当該国の管轄官庁の発行する又は権限のある機関の発行する書面が必要です。 *これは、代表者及び受任者が禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者でないことを確認するものです。
8. 営業許可・認可証（写し）	△	
9. 返信用ハガキ又は封筒（要切手）	△	・必要に応じて提出してください。 ・郵送の場合は綴じ込まず同封してください。 ・返信先の宛名を記入してください。

- ・上記の順で、紙ファイル（色不問）綴りクリアファイルに入れて提出してください。
- ・官公庁が発行した証明書類は、3ヶ月以内に発行したものの写しを提出してください。
- ・申請書は、できるだけ早めに提出してください。